

報 告 事 項

令 和 8 年 3 月 定 例 会

令和8年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
1	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
2	岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	9
3	和解に関する専決処分について	13
4	岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市友愛の家条例の一部を改正する条例の専決処分について	17

令和 8 年報告第 1 号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月5日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年9月30日午後0時50分頃

(2) 場所

岡崎市百々西町地内

(3) 内容

要介護認定調査の訪問先へ向かうため、店舗駐車場において岡崎市職員所有の自動車が駐車区画から後進したところ、対面の駐車区画に駐車しようとしていた相手方自動車に接触し、相手方所有の自動車の前部バンパー等及び岡崎市職員所有の自動車の後部バンパー等が損傷した。

2 損害賠償額

161,900円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金71,511円の、相手方に金231,286円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市70パーセント、相手方30パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市と相手方は、本件事故による損害賠償債務として、岡崎市は、相手方に対し、金161,900円の、相手方は、岡崎市に対し、金21,453円の各支払義務があることを相互に確認する。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 相手方は、岡崎市に対し、(3)の金員を、岡崎市が発行する納付書記載の納期限までに、岡崎市の指定する方法により支払う。支払に要する費用は、相

手方の負担とする。

- (6) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和8年報告第2号

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市保健所の設置等に関する条例（平成14年岡崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表セの表(8)項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

令和8年報告第3号

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解に関することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月4日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事件の概要

相手方ら（主債務者及び連帯債務者）は、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、岡崎市は支払督促の申立てを行った。これに対し、相手方らは、滞納額の一括支払は困難であるが、分割により支払う旨の督促異議の申立てを行った（令和7年8月15日専決「訴えの提起に関する専決処分について」の事件）。

訴訟期日において、岡崎市と相手方ら及び利害関係人との間で分割払いの和解が成立した。

2 和解条項

(1) 相手方らは、岡崎市に対し、本件借入金残債務等として、令和8年2月4日現在、次のアないしエの支払義務があることを認める。

ア 本件債務残元金 634,728円

イ 確定遅延損害金 20,737円

ウ 未確定遅延損害金

エ 本件支払督促申立手続費用6,990円及び訴訟費用のうち岡崎市の支出した本件手数料3,500円の合計 10,490円

(2) 利害関係人は、岡崎市に対し、相手方らの(1)の債務を連帯して保証する。

(3) 相手方ら及び利害関係人は、岡崎市に対し、連帯して、(1)の金員を次のとおり分割して、毎月末日限り、岡崎市の発行する納付書により払い込む方法により支払う。

ア 令和8年2月 13,906円

イ 令和8年3月から令和9年6月まで 各15,832円（16回）

ウ 令和9年7月から令和11年3月まで 各18,000円（21回）

エ 令和11年4月 (1)イ及びウに定める遅延損害金全部

(4) 相手方ら及び利害関係人が、(3)アないしエの分割金の支払を1回でも怠

- ったときは当然に期限の利益を失い、相手方ら及び利害関係人は、岡崎市に対し、連帯して(1)の合計金額から既払額を控除した残金を直ちに支払う。
- (5) 相手方ら及び利害関係人は、その氏名、住所又は居所、電話番号及び就業場所その他本貸付金償還に影響を及ぼす事項を変更した場合は、岡崎市に対し、直ちに通知するものとする。
- (6) 岡崎市、相手方ら及び利害関係人は、岡崎市と相手方（主債務者）との間、岡崎市と相手方（連帯債務者）との間及び岡崎市と利害関係人との間には、本件に関し、この条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用及び和解費用は、(1)エを除いて各自の負担とする。

令和8年報告第4号

岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市友愛の家条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月4日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市友愛の家条例の一部を改正する
条例

（岡崎市こども発達センター条例の一部改正）

第1条 岡崎市こども発達センター条例（平成27年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

（岡崎市友愛の家条例の一部改正）

第2条 岡崎市友愛の家条例（令和2年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。